

平成25年2月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(レ)第215号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成24年(ハ)第437号)

口頭弁論終結日 平成25年1月30日

判 決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限

を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法７０４条）の支払を求めた事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。
- (3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因

- (1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決別紙計算書のとおり、平成１４年５月２９日から平成２４年４月２６日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返し続けた（以下「本件取引」という。）。
- (3) 被控訴人の控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超過するものである。
- (4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、本件取引について平成２４年６月１４日時点で１５万５４９１円の過払金元金と利息３２３２円が生じている。
- (6) よって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金の返還、平成２４年６月１４日までの民法７０４条前段所定の利息の支払及び過払金元金に対する平成２４年６月１５日から支払済みまでの民法７０４条前段所定の利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) 控訴人は、上記取引期間を通じて、被控訴人に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していた。控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 控訴人は善意の利得者であるから、その返還すべき範囲は現に利益の存する限りにとどまるところ、不当利得分について法人税等により特別の出費をしているから、その範囲が限られるべきであり、過払元金の55%に相当する額とすべきである。
- (3) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、控訴人は、本件訴訟が提起されたことによって初めて、制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したから、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。
- (4) 仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)の事実はそれぞれ当事者間に争いがなく、同(2)、(3)の事実は、甲第1号証及び弁論の全趣旨により認められる。
- 2 請求原因(4)（悪意の受益者）について
 - (1) 上記のとおり、控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を

行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、控訴人は、上記利息を付すべき始期について訴状送達の日翌日である旨主張するが、前記のとおり、控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、採用できない。

3 請求原因(5)について

弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。

また、相殺の場合の充当方法について、民法512条が同法488条ないし491条を準用していることからすると、貸金業者と借主が互いに金銭消費貸借の債権者と債務者になり、あるいは過払金返還請求権の債権者と債務者にな

り得る場合にあっては、当事者間の公平を図る趣旨から、弁済が費用、利息、元本の順に充当されることに対応して、過払金も利息、元本の順に充当されると解するのが相当であり、当事者もそのように合意しているものと推認するのが相当である。

これにより本件取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、原判決別紙計算書のとおりとなる。

- 4 以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言を付するのは相当でなく、それを付する必要はないし、控訴人の求める条件を付すこともない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 松 永 晋 介

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成25年2月20日

山口地方裁判所

裁判所書記官 知 禿 真由美